

石川県公報

平成 25 年 4 月 12 日
第 1 2 5 8 6 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示
○特定計量器の検査の実施
○歳入の徴収事務の委託

（経営支援課） 1
（公園緑地課） 1

公 告
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告（県民交流課） 2
○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課） 2

告 示

石川県告示第171号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年4月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 知事が指定する場所で行う検査

区 域	日 時	場 所
珠洲市のうち 直、正院、蛸島、折戸、東山中、唐笠、三崎、 狼煙及び川浦地区	平成25年5月14日（火） （午後0時30分から午後3時まで）	正 院 公 民 館
珠洲市のうち 飯田、上戸、若山、宝立、大谷及び高屋地 区	平成25年5月15日（水） 及び同月16日（木） （午後0時30分から午後3時まで）	珠 洲 商 工 会 議 所
津幡町全域	平成25年5月21日（火） （午前10時から午後3時まで）	井上コミュニティプラザ
かほく市のうち 高松地域	平成25年6月4日（火） （午前10時30分から午後3時まで）	高松産業文化センター
かほく市のうち 宇ノ気及び七塚地域	平成25年6月5日（水） （午前10時30分から午後3時まで）	石川かほく農業協同 組合宇ノ気米倉庫

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

区 域	日 時	場 所
七尾市、珠洲市、かほく市、白山市、野々 市市、津幡町、内灘町、志賀町及び宝達志 水町	平成25年5月14日（火）から 同年12月27日（金）まで （午前9時から午後4時まで）	特定計量器の所在する場 所

石川県告示第172号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成25年4月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島1丁目41番地	北陸総合警備保障株式会社	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等の入館料の徴収事務	金沢市北町丁20番地	株式会社 メビウス	〃

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年4月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成25年3月28日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ケア・トラスト

3 代表者の氏名

石村 恵祐

4 主たる事務所の所在地

金沢市間明町2丁目111番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・若年者とその家族に対して、医療・福祉の充実、社会復帰支援・就労支援に向けてのリハビリ指導やカウンセリング、また生活支援相談、自立支援に関する事業を行うことにより、障害者・若年者の社会復帰や就労を図るとともに、社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年4月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタームサンFC能登店

鳳珠郡能登町字宇出津新港2丁目24番地1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ホームセンターはしもと宇出津新港店

鳳珠郡能登町字宇出津新港2丁目23番地

(変更後) ホームセンタームサンFC能登店

鳳珠郡能登町字宇出津新港2丁目24番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 橋本建材株式会社 代表取締役 橋本 良裕

鳳珠郡能登町字宇出津新98番地

(変更後) 株式会社山口勇商店 代表取締役 山口 勳

珠洲市飯田町7部83番地

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置

(変更前) 1箇所

(変更後) 2箇所

イ 荷さばき施設の位置

(変更前) 3箇所

(変更後) 2箇所

ウ 廃棄物保管施設の位置

(変更前) 1箇所

(変更後) 1箇所

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後7時まで

(変更後) 午前9時から午後7時30分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後7時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後8時まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前8時から午後8時まで

(変更後) 午前7時から翌午前0時まで

3 変更する年月日

平成25年4月3日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,218平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

51台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

18台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

70平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

23立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の出入口の数及び位置

2箇所

5 届出年月日

平成25年4月2日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び能登町ふるさと振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年4月12日から同年8月12日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年8月12日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県商工労働部経営支援課